

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱

平成 12 年 3 月 31 日

市町村第 1275 号地域振興部長通知

[沿革]	平成 13 年 3 月 30 日	市町村第 1360 号改正
	平成 14 年 3 月 26 日	市町村第 1292 号改正
	平成 15 年 3 月 31 日	地振第 05－88 号
	平成 15 年 8 月 1 日	地振第 14－26 号
	平成 15 年 11 月 1 日	地振第 14－66 号
	平成 15 年 12 月 1 日	地振第 14－67 号
	平成 16 年 3 月 31 日	地振第 14－68 号
	平成 17 年 2 月 14 日	地振第 14－40 号
	平成 17 年 4 月 1 日	地振第 6－1 号
	平成 17 年 6 月 27 日	地振第 6－30 号
	平成 18 年 1 月 10 日	地振第 6－49 号
	平成 18 年 4 月 1 日	政策第 18－1 号
	平成 18 年 8 月 1 日	政策第 18－46 号
	平成 19 年 4 月 1 日	政策第 14－1 号
	平成 19 年 6 月 29 日	政策第 14－14 号
	平成 19 年 9 月 21 日	政策第 14－29 号
	平成 20 年 3 月 26 日	政策第 14－123 号
	平成 20 年 10 月 20 日	政策第 17－548 号
	平成 21 年 4 月 1 日	政策第 17－41 号
	平成 22 年 4 月 1 日	政策第 17－3 号
	平成 22 年 7 月 1 日	政策第 17－495 号
	平成 22 年 10 月 25 日	政策第 17－676 号
	平成 23 年 1 月 1 日	政策第 17－689 号
	平成 24 年 1 月 23 日	政策第 17－839 号
	平成 24 年 4 月 1 日	地域第 06－217 号
	平成 24 年 6 月 29 日	地域第 06－714 号
	平成 25 年 3 月 29 日	地域第 06－744 号
	平成 25 年 6 月 28 日	地域第 06－195 号
	平成 26 年 1 月 9 日	地域第 06－541 号
	平成 26 年 9 月 30 日	地域第 06－366 号
	平成 27 年 3 月 30 日	地域第 06－735 号
	平成 27 年 10 月 21 日	地域第 06－423 号
	平成 28 年 3 月 22 日	地域第 06－675 号
	平成 28 年 10 月 26 日	地域第 06－377 号
	平成 28 年 12 月 26 日	地域第 06－489 号
	平成 29 年 4 月 1 日	地域第 06－603 号
	平成 30 年 4 月 1 日	地域第 06－606 号
	平成 30 年 6 月 29 日	地域第 06－217 号
	平成 31 年 4 月 1 日	地域第 06－651 号
	令和 2 年 4 月 1 日	地域第 06－714 号

令和 3 年 6 月 1 日 地域第 06－137 号
令和 4 年 4 月 1 日 地域第 05－205 号
令和 5 年 4 月 1 日 地交第 05－46 号
令和 6 年 10 月 18 日 地交第 05-184 号
令和 7 年 5 月 26 日 地交第 05-31 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、三重県の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき市町が処理することとされた事務(以下「特例処理事務」という。)に要する経費(他の規則又は要綱に定めのある場合を除く。)に対し、毎年度予算の定めるところにより交付する交付金に関し必要な事項を定める。

(交付対象市町)

第 2 第 1 の交付金(以下「交付金」という。)の交付対象は、特例処理事務を処理する市町とする。

(交付対象事務)

第 3 交付金の対象となる事務は、別表 1 に掲げる事務とする。

(交付金の額)

第 4 交付金の額は、人件費とそれ以外の事務費の合算額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。)とし、人件費は、均等割額及び件数割額の合算額に補正係数を乗じて得た額、それ以外の事務費は、事務取扱件数に一件当たりの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による均等割額及び件数割額は、特例処理事務及び交付対象ごとに、別表 2 に掲げる算式によって算定する。

3 あらたに市町に事務を移譲した年度は、当該市町に対して、初年度に要する特別経費として、知事が別に定める額を、第 1 項の規定により算定した額に加算するものとする。

(算定に用いる数値)

第 5 第 3 の交付金の算定に用いる数値(以下「数値」という。)は、次の表のとおりとする。

区 分	数 値
基 準 額	毎年度特例処理事務ごとに知事が定める額
事務取扱件数	前年度の当該事務を処理した件数
手数料収入額	前年度に収入すべき手数料の額(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)の各相当規定に定める手数料の限度額)

補 正 係 数	毎年度市町ごとに知事が定める係数
一件当たりの単価	毎年度特例処理事務ごとに知事が定める額

(交付金の決定及び交付の時期)

第6 知事は、市町ごとに交付すべき交付金の額を、原則として、毎年7月末までに決定し、関係市町に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき決定した交付金を、原則として、毎年9月末までに関係市町に交付するものとする。

3 交付金の追加など前2項に規定する手続きによりがたい事由がある場合には、交付金額の決定及び通知にあつては8月1日以降に、交付金の交付にあつては10月1日以降に手続きができるものとする。

(報告書の提出)

第7 市町長は、毎年5月末までに前年度における特例処理事務の処理状況等について、別記様式により知事に報告するものとする。

(調整交付金)

第8 特例処理事務の処理において訴えの提起等通常予測し得ない特別の事情が生じたとき、知事は、必要と認める交付金（以下「調整交付金」という。）を交付することができる。

2 市町長は、調整交付金の交付を受けようとするときは、調整交付金に係る理由書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ調整交付金の額を決定し、原則として、3月に交付するものとする。

(補則)

第9 この交付要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における第4（算定に用いる数値）の規定の適用については、表中「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」とあるのは「地方公共団体手数料令（昭和30年政令第330号）」とする。

3 あらたに事務を移譲する年度に限り、交付金の算定に用いる事務取扱件数及び手数料収入額は、前年度の当該市町村にかかる県の事務取扱件数及び手数料収入額とする。

4 市町村長に対する移譲事務交付金交付要綱（昭和56年1月30日付け人第

28号総務部長通知)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間における均等割額の算定については、第4第2項の規定にかかわらず、市町村合併による該当市町村の交付額の減少を緩和するため、別途知事が定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 第 11 号のイ～ホ及び別表 2 第 12 号の改正規定は、平成 19 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 第 1 号の 2 の事務の項に関する改正規定中、交付対象欄及び均等割額欄にかかる部分は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表 2 に別表 2 第 36 号の事務の項を加える改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 の表中、別表 2 第 32 号の 2 の事務の項を加える改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の表中、別表 2 第 7 号の 3 の事務の項の改正規定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。ただし、別表 2 の表中、別表 2 第 18 号の 2 の事務の項の改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の表中、別表 2 第 5 号の 4 の事務の項の改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の表中 1－7 の項の改正規定は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 に別表 2 第 2 号の 8 事務の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 第 18 号の 2 の事務の項に関する改正規定中、交付対象欄及び均等割額欄にかかる部分については、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

別表 1

1 すべての市町が処理することとする事務（第 3 関係） 条例別表第 1 関係

区 分	移 譲 事 務
1－2	地方自治法に基づくあらたに生じた土地の告示等
1－3	母子及び父子並びに寡婦福祉法
1－3－2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給の認定等に係る審査の事務
1－4	土地改良事業施行認可等（農業協同組合施行及び土地改良法第三条に規定する資格を有する者が施行するものに限る。）
1－7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
1－8	大気汚染防止法
1－9	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
1－10	ダイオキシン類対策特別措置法
1－11	心身障害者扶養共済事業
1－12	療育手帳の交付申請
1－13	三重県生活環境の保全に関する条例
1－14	文化財保護法（文化財の申請書類等の経由事務）

2 個別の市町が処理することとする事務(第3関係) 条例別表第1第2関係

区 分	移 譲 事 務
1-1-2	租税特別措置法に基づく優良宅地の関係書類経由事務 (2-2の認定事務移譲対象市を除く)
2-1-2	公職選挙法
2-1-3	旅券法に基づく一般旅券の発給申請受理及び交付
2-2	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定等 (1-1-2の書類経由事務含む)
2-2-3	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育 給付に係る各種書類経由事務
2-2-4	児童福祉法に基づく認可外保育所の運営状況の報告受理等
2-2-5	食品衛生法に基づく食品等の検査等
2-2-7	栄養士法に基づく栄養士免許の申請書等の各種書類経由事務
2-2-8	介護保険法等
2-3	化製場等に関する法律におけるへい獣処理場以外での処理の 許可(食用分を除く。)
2-3-2	化製場等に関する法律における動物の飼養収容の許可等
2-4	墓地、納骨堂、火葬場の経営等の認可(5ha以上を除く)
2-4-3	特定疾患治療研究事業、肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重 度肝硬変治療研究促進事業に係る各種書類経由事務
2-4-4	医師法に基づく医師免許の申請書等の各種書類経由事務
2-4-5	歯科医師法に基づく歯科医師免許の申請書等の各種書類経由 事務
2-4-6	保健師助産師看護師法に基づく申請書等の各種書類経由事務
2-4-7	歯科衛生士法に基づく歯科衛生士業務従事届の受理
2-4-8	医療法に基づく病院の開設許可等
2-4-10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 等に関する事務

2-4-1 1	毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者への命令等及び申請書等の各種書類經由事務
2-4-1 2	覚せい剤取締法に基づく病院・薬局に係る廃棄時の立会等及び申請書等の各種書類經由事務
2-4-1 3	麻薬及び向精神薬取締法に基づく病院・薬局に係る廃棄時の立会等及び申請書等の各種書類經由事務
2-4-1 4	歯科技工士法に基づく歯科技工士業務従事届の受理等各種書類經由事務
2-5	水道法
2-5-2	調理師法に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-5-4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局の開設許可等
2-5-5	薬剤師法に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6	戦傷病者特別援護法
2-6-2	製菓衛生師法に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-3	動物の愛護及び管理に関する法律及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく動物取扱業の登録、犬又はねこの引き取り等
2-6-4	診療放射線技師免許申請書等の各種書類經由事務
2-6-5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付申請書等の各種書類經由事務
2-6-6	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に係る各種書類經由事務
2-6-8	クリーニング業法施行令に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-9	死体解剖保存法施行令に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-1 0	臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-1 1	理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-1 2	視能訓練士法施行令に基づく申請書等の各種書類經由事務
2-6-1 3	母体保護法施行規則に基づく指定取消に係る指定証等の經由事務

2-6-14	母子保健法施行規則に基づく指定養育医療機関に係る申請書等の各種書類経由事務
2-7	農地法（農地転用の許可、国・都道府県が行う特定の施設のための農地転用に係る協議等） （2-2の租税特別措置法の事務含む）
2-8	砂防指定地管理
2-9	地すべり等防止法に基づく制限行為許可申請等の書類の経由
2-12	土地区画整理事業に伴う建築行為等の制限（76条）
2-12の2 及び2-13	土地区画整理法2条関係（津市・伊勢市）
2-14	路外駐車場の設置の届出
2-15	開発行為の許可（市街化調整区域）
2-15	開発行為の許可（市街化調整区域を除く）
2-16	都市計画法開発関係書類の経由
2-17	都市計画法施行規則等に基づく建築許可申請等関係書類の経由
2-18	急傾斜地崩壊危険区域の指定制限行為許可等事務
2-18-2	景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理
2-18-3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等
2-19及び 2-19-2	浄化槽法
2-20	浄化槽法（経由事務）
2-23	水質汚濁防止法(経由事務)
2-25	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例事務(津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市分)
2-26	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例事務（24市町分）
2-26-4	三重県小規模水道条例に基づく小規模水道布設工事の確認等
2-27	三重県生活環境の保全に関する条例(屋外燃焼行為に係るものを除く) (四日市市)

2－28	三重県生活環境の保全に関する条例（屋外燃焼行為に係るものを除く） （個別市町）
2－30	屋外広告物条例（津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町、大紀町分）
2－31	屋外広告物条例（23市町分）
2－35	文化財保護法（史跡名勝天然記念物の管理等）

別表 2（第 4 の 2 関係） 条例別表第 1 関係

移譲事務	交 付 対 象	算 式	
		均 等 割 額	件 数 割 額
別表 1 第 2 号 の事務	各市町 2 9 市町	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 3 号 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 3 号 の 2 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 4 号 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 7 号 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 1 第 8 号 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 9 号 の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 1 0 号の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 1 1 号の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 1 2 号の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 1 3 号の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計
別表 1 第 1 4 号の事務	同 上	基準額×0.20 1 / 2 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／全市町の手事務取扱件数の合計

別表 2 (第 4 の 2 関係) 条例別表第 1 第 2 関係

移譲事務	交 付 対 象	算 式	
		均 等 割 額	件 数 割 額
別表 1 第 1 号 の 2 の事務	各町 1 5 町	基準額×0.20 1 / 1 5	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 1 号 の 2 の事務	名張市、亀山市、志摩市、木曾岬町、南 伊勢町 3 市 2 町	基準額×0.20 1 / 5	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 1 号 の 3 の事務	名張市、志摩市 2 市	基準額×0.20 1 / 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 号 の事務	各市 1 4 市	基準額×0.20 1 / 1 4	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
		ー 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 2 第 2 号 の 3 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 号 の 4 の事務	尾鷲市、熊野市 2 市	基準額×0.20 1 / 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 号 の 5 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 号 の 7 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 号 の 8 の事務	松阪市、名張市、度会町、南伊勢町 2 市 2 町	基準額×0.20 1 / 4	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 3 号 の事務	四日市市を除く各市町 1 3 市 1 5 町	基準額×0.20 1 / 2 8	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 3 号 の 2 の事務	四日市市、いなべ市、志摩市を除く各市、 東員町、紀北町 1 1 市 2 町	基準額×0.20 1 / 1 3	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数 / 交付対象市町の事務取扱件数の合計
		ー 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	

別表 2 第 4 号 の事務	多気町及び大台町 2 町	基準額×0.20 1 / 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 3 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 4 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 5 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 6 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 7 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 8 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 2 第 4 号 の 1 0 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 1 1 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 1 2 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 4 号 の 1 3 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 2 第 4 号 の 1 4 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 5 号 の事務	明和町 1 町	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 5 号 の 2 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計

別表 2 第 5 号 の 4 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 2 第 5 号 の 5 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の事務	各市及び多気町 1 4 市 1 町	基準額×0.20 1 / 1 5	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 2 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 3 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表 2 第 6 号 の 4 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 5 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 6 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 8 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 9 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 1 0 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 1 1 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 1 2 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計

別表 2 第 6 号 の 1 3 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 6 号 の 1 4 の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 7 号	志摩市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 8 号 の事務	砂防法第 2 条に基づき指定された土地 の所在する市町 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑 名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、 鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊 賀市、東員町、菰野町、多気町、大台町、 度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御 浜町、紀宝町) 1 4 市 1 0 町	基準額×0.20 1 / 2 4	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 9 号 の事務	地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定 に基づき指定された土地の所在する市 町 (津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山 市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊賀市、 大台町、度会町、紀北町) 9 市 3 町	基準額×0.20 1 / 1 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 1 2 号の事務	菰野町、朝日町 2 町	基準額×0.20 1 / 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 1 2 号の 2 及び 別表 2 第 1 3 号の事務	津市、伊勢市 2 市	基準額×0.20 1 / 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計

別表２第１４号の事務	町の区域の全部又は一部が都市計画法第４条第２項の都市計画区域である町 (木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、南伊勢町、紀北町、御浜町) １１町	基準額×０.２０ １／１１	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表２第１５号の事務（市街化調整区域）	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市 ４市	基準額×０.２０ １／４	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表２第１５号の事務（市街化調整区域を除く）	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市 ４市	基準額×０.２０ １／４	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
		－ 当該市町の手数料収入額(負の場合は、零とする。)	
別表２第１６号の事務	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市を除く各市町 ９市１５町	基準額×０.２０ １／２４	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表２第１７号の事務	各町 １５町	基準額×０.２０ １／１５	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表２第１８号の事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定に基づき指定された区域の所在する市町 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、菰野町、朝日町、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町) １４市１０町	基準額×０.２０ １／２４	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表２第１８号の２の事務	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市及び伊賀市を除く各市町 ４市１５町	基準額×０.２０ １／１９	基準額×０.８０ 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計

別表 2 第 1 8 号の 3 の事務	各町 1 5 町	基準額×0.20 1 / 1 5	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 1 9 号及び別表 2 第 1 9 号の 2 の事務	松阪市、志摩市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町 2 市 4 町	基準額×0.20 1 / 6	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 0 号の事務	四日市市、松阪市、志摩市、多気町、大台町、大紀町及び南伊勢町を除く各市町 1 1 市 1 1 町	基準額×0.20 1 / 2 2	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 3 号の事務	四日市市を除く各市町 1 3 市 1 5 町	基準額×0.20 1 / 2 8	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 5 号の事務	津市、四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市 5 市	基準額×0.20 1 / 5	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 6 号の事務	津市、四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く各市町 9 市 1 5 町	基準額×0.20 1 / 2 4	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 6 号の 4 の事務	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市、志摩市、伊賀市 1 1 市	基準額×0.20 1 / 1 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 7 号の事務	四日市市 1 市	基準額×0.20 1 / 1	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 2 8 号の事務	四日市市を除く各市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、玉城町 1 3 市 6 町	基準額×0.20 1 / 1 9	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 3 0 号の事務	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町、大紀町 4 市 2 町	基準額×0.20 1 / 6	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計

別表 2 第 3 1 号の事務	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市を除く各 市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、 川越町、多気町、明和町、玉城町、度会 町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	基準額×0.20 1 / 2 3	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計
別表 2 第 3 5 号の事務	各市 1 4 市	基準額×0.20 1 / 1 4	基準額×0.80 当該市町の事務取扱件数／交付対象市町の事務取扱件数の合計